

文化審議会第 3 期文化施設部会 劇場・音楽堂等ワーキンググループ運営規則（案）

（令和 8 年 6 月 日文化審議会第 2 期文化施設部会劇場・音楽堂等ワーキンググループ決定）

文化審議会第 3 期文化施設部会劇場・音楽堂等ワーキンググループ運営規則を次のように定める。

（総則）

第一条 文化審議会第 3 期文化施設部会劇場・音楽堂等ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）の議事の手続きその他ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、この規則の定めるところによる。

（会議の招集）

第二条 ワーキンググループの会議は、必要に応じ、座長が招集する。

2 ワーキンググループの会議は、ワーキンググループに属する委員、臨時委員、専門委員及び有識者の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

（座長）

第三条 ワーキンググループに座長を置き、ワーキンググループに属する委員、臨時委員、専門委員及び有識者の互選により選任する。

2 座長は、ワーキンググループの事務を掌理する。

3 座長に事故があるときは、ワーキンググループに属する委員のうちから、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議の公開）

第四条 ワーキンググループの議事は公開して行う。ただし、特別の事情によりワーキンググループが必要と認めるときは、この限りでない。

2 ワーキンググループの会議の公開の手続きその他ワーキンググループの会議の公開に関し必要な事項は、別に定める。

（雑則）

第五条 この規則に定めるもののほか、ワーキンググループの議事の手続きその他ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、座長がワーキンググループに諮って定める。

附 則

この規則は、劇場・音楽堂等ワーキンググループの決定の日（令和 8 年 月 日）から施行する。